

# 公益財団法人全日本ボウリング協会

## 公認ドリラー規程

### (目 的)

第1条 公益財団法人全日本ボウリング協会（以下「本協会」という。）は、本協会並びに加盟団体が主催、共催あるいは後援、主管する競技会に使用するボウリングボールは、全て国際ボウリング連盟（International Bowling Federation 略称：IBF）の規格に基づき、かつ本協会のボウリング施設、設備、競技用具の規格に合格したボウリングボールが適正に使用されるようドリルを実施し、ボウリング競技の公正かつ健全な普及、発展を図るとともにドリラーの技術向上を目的とし本規程を制定する。

### (名 称)

第2条 公益財団法人全日本ボウリング公認ドリラー（以下「公認ドリラー」という。）と称する。

### (認 定)

第3条 公認ドリラーの認定は、本協会会員及び認証部会が推薦した者で、技能、見識、経験等により認証部会において審査し、資格を付与する。

### (登 録)

第4条 第3条により認定された者は、認定を受けた後、6ヶ月以内に公認ドリラーとして、登録手続きをしなければならない。

- 2 新規に登録する場合は、推薦団体に申請書を提出し、承認印を得て、本協会に登録する。その際には当該年度の残存期間に登録する。
- 3 更新登録者は3年分（1クール）に登録することができる。

### (登録料)

第5条 登録料は年5,000円とし、3年分（1クール）まで納入できる。納入時期は次の通りとする。

- 2 更新登録者は毎年5月31日までに本協会事務局に納入する。
- 3 新規登録者は認定通知が届き次第、本協会事務局に納入する。

### (認定証の交付)

第6条 第4条、第5条の手続きを完了した者に対し、公認ドリラー認定証・カードを交付する。

### (義 務)

第7条 公認ドリラーに認定された者は、次の事項の義務を負うものとする。

- (1) 定期的開催される研修会に出席し、国際的なルールの確認、変更及び情報交換、新技術の取得に努める
- (2) 公認ドリラーの連絡先、住所、勤務先等に変更があった場合は、すみやかに本協会に書面又は電磁的方法により届出るものとする。
- (3) 公認ドリラーは、自らがドリルしたボールに対し、ドリル証明証を発行する。
- (4) 公認ドリラーがドリルしたボールに関しては、公認ドリラーがすべての責任を負うものとする。
- (5) 公認ドリラーは3年に1回研修会に参加することを義務付けるものとする。

(上級コース)

- 第8条 公認ドリラーの意識向上と技術研鑽を図るため、ブロンズコース・シルバーコース・プラチナコースの研修会を定期的に開催する。
- 2 これらのコース取得者から数名を選出し、本協会一部負担により海外研修を行い、将来研修会の講師を務められるよう育成する。

(資格の喪失)

- 第9条 公認ドリラーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。
- (1) 認証部会が公認ドリラーとして、任務遂行上不適格と認めた者
  - (2) 公認ドリラーの認定を受けた後、6ヶ月以内に登録手続きを行わなかった者
  - (3) ドリルを行わず名義貸しをした者
  - (4) 年度登録をしなかった者
  - (5) 義務研修会(3年に1回)に参加しなかった者

(復 帰)

- 第10条 公認ドリラーが復帰をする場合は、残存期間の会費を納入する。
- 2 復帰年度の義務研修会に参加する。
  - 3 復帰については、認証部会で審議し、理事会の承認を経た者に限り復帰できる。

(その他)

- 第11条 公認ドリラーに登録した者は、ボール検査員の資格を付与する。
- 2 前項のボール検査員資格付与については、認証部会で審議し、資格を付与する。

附 則

- (1) 本規程は、1998年(平成10年)4月1日より施行する。
- (2) 本規程は、2000年(平成12年)5月1日より施行する。
- (3) 本規程は、2003年(平成15年)5月27日より施行する。
- (4) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日より施行する。
- (5) 本規程は、2018年(平成30年)4月1日より施行する。
- (6) 本規程は、2021年(令和3年)6月10日より施行する。